

(別紙1)

「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」等の改正について

2025 年 1 月 30 日

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

I. 改正の趣旨

今般、当センターが紛争等解決業務に係る委託を受けている一般社団法人日本暗号資産取引業協会が名称変更を含む定款の改正を行ったことから、当該名称を引用している個所を改正するために、苦情解決支援とあっせんに関する業務規程及び「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」に関する細則の一部を改正する。

II. 改正の骨子

一般社団法人日本暗号資産取引業協会の名称変更等に伴い、所要の改正を行う。

III. 施行の時期

この改正は、金融商品取引法に基づく認可を得られた日から施行する。

以 上